

部 内 各 所 属 長 殿

土 木 部 長

「富山県土木部 土木工事共通仕様書」等の改定について

このことについて、下記のとおり改定したので通知します。

記

1. 令和 8 年 10 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。
2. 改定内容
 - (1) 富山県土木部土木工事共通仕様書 本編
 - ・ 第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編、第 5 編河川編、第 6 編河川海岸編、第 7 編砂防編、第 9 編道路編、第 11 編公園緑地編、第 12 編港湾編
 - (2) 条項関連資料
 - 1) 富山県土木工事施工管理基準
 - ・ 出来形管理基準
 - ・ 品質管理基準
 - 2) 富山県土木工事写真撮影要領
 - 3) 土木工事安全施工技術指針(令和 8 年 3 月)
 - 4) 土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領
 - 5) 富山県建設工事標準請負契約約款
 - 6) 富山県建設工事検査監察要領等関連資料
 - 7) 富山県請負工事成績評定要領等関連資料

3. 閲覧方法

富山県土木部建設技術企画課ホームページから閲覧できます。

富山県 HP→産業・しごと→入札情報・公共工事・公募型プロポーザル→公共工事
→設計・積算・各種書類→土木工事共通仕様書

<https://www.pref.toyama.jp/1510/kendodukuri/doboku/shiyousyok.html>

1 土木工事共通仕様書の改定概要

(1) 国土交通省の改定等に伴い施工上の留意点について新たに追記するもの

現行	改定
記載なし	1-1-1-9 主任技術者及び監理技術者 1. 主任技術者及び監理技術者の設置 当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第 26 条に規定した事項である。 2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用 受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 16 年 3 月 1 日 国総建第 316 号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

(2) JIS 規格など準拠する基準類の改定に伴い各種基準類等との整合を図るもの

(3) 国土交通省の改定に対し、県版の改定を見送っていたが今回改定するもの

国交省条文	県条文
1-1-1-27 施工管理 10. 工事情報共有化 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。 なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。	1-1-1-28 施工管理 12. 工事情報共有化 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、別に定める最新版の「情報共有システム実施要領」に基づくこととする。 なお、工事で使用する情報共有システムは、「情報共有システム実施要領」で定める機能要件を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。
(理由) 国では R4 年度版から追記されたが、富山県では試行中のため追加を見送っていた。R7 年度から全工事を対象に情報共有システムを試行しており、受発注者ともに定着が図られたと考えられるため。 なお、「情報共有システム実施要領」は別途、策定予定。	

(4) 国土交通省の改定に対し、県版の改定を見送ったもの

国交省条文	県条文
1-1-1-29 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。	記載なし
(理由) 国では R5 年度改定で新規追加され、さらに今年度、一部改定されたが、富山県では R5 年度以降、週休二日を試行中であるため。	

(5) 富山県独自で新たに追記するもの

国交省条文	県条文
記載なし	1-1-1-57 快適な仮設トイレの設置 受注者は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置することができる。実施にあたっては、別に定める「「快適な仮設トイレの設置工事」実施要領」によるものとする。
(理由) 富山県では、R7 年度から発注工事の全てを「快適な仮設トイレの設置」工事の対象としており、受発注者ともに定着が図られたと考えられるため。	

2 土木施工管理基準等の改定概要

(1) 出来形管理基準及び規格値

- ・既存の出来形管理要領の改定に伴うもの
- ・表現や誤字の修正
- ・富山県独自の内容を追記

現行（国交省基準と同じ）	改定
3-1-3-9 区画線工 測定基準 各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	3-1-3-9 区画線工 測定基準 線種及び色毎に、1ヶ所テストピースにより測定。 線幅 15cm の実線、破線以外については、監督員の指示がある場合を除き、施工幅のみ測定し、テストピースによる測定（厚さ、幅）を省略可能とする。 線種：実線、破線、ゼブラ、矢印・記号・文字等の線の形態や線の幅の違い
(理由) 出先からの問合せを契機に、本県の運用を施工管理基準に明記するもの。	

(2) 品質管理基準及び規格値

- ・既存の出来形管理要領の改定に伴うもの
- ・準拠する要領の改定等に対応
- ・表現や誤字の修正

(3) 土木工事写真撮影要領

- ・表現や誤字の修正

R08.10 土木工事共通仕様書等の改定一覧表

編	共通仕様書	改定の有無	理由
1	共通編	有	・国土交通省の改定に伴う改定 ・情報共有システム、快適な仮設トイレの設置工事について追記
2	材料編	有	〃
3	土木工事共通編	有	〃
5	河川編	有	〃
6	河川海岸編	有	〃
7	砂防編	有	〃
8	ダム編	無	－
9	道路編	有	国土交通省の改定に伴う改定
10	下水道編	無	－
11	公園緑地編	有	国土交通省の改定に伴う改定
12	港湾編	有	目次の修正のみ

番号	条項関連資料	改定の有無	理由
1	富山県土木工事施工管理基準	有	国土交通省の改定に伴う改定
	出来形管理基準(港湾除く)	有	・国土交通省の改定に伴う改定 ・富山県独自の改定(区画線工)
	港湾工事出来形管理基準	無	－
	品質管理基準(港湾除く)	有	国土交通省の改定に伴う改定
	港湾工事品質管理基準	無	－
	塗膜厚施工管理基準	無	－
2	富山県土木工事写真撮影要領	有	国土交通省の改定に伴う改定
3	土木工事安全施工技術指針(令和8年3月)	有	国土交通省の改定に伴う改定
4	建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月)	無	－
5	建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	無	－
6	建設工事の安全対策	無	－
7	建設工事に伴う騒音振動対策指針(昭和62年4月)	無	－
8	薬液注入による建設工事の「施工」に関する暫定指針	無	－
9	アルカリ骨材反応抑制対策について	無	－
10	工事用標識等設置要領(案)(平成3年1月)	無	－
11	「港湾工事等潜水作業従事者配置要領(平成29年3月)」及び「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領(平成25年3月)」	無	－
12	冬期施工技術仕様(令和3年10月)	無	－
13	土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領	有	最新版へ更新(管理課)
14	富山県建設工事標準請負契約約款	有	最新版へ更新(管理課)
15	土木部建設工事監督要領(令和3年10月)	有	施工プロセスチェックリストの更新
16	富山県建設工事検査監察要領等関連資料	有	・印刷製本版の廃止に伴う掲載内容の見直し ・工事検査連絡会議設置要領の更新(検査室)
17	富山県請負工事成績評定要領等関連資料	有	・印刷製本版の廃止に伴う掲載内容の見直し
18	その他	有	様式削除に伴う改定(管理課)

グレー網掛:改定対象外